

器の掛金物を三、四回上下して交換取扱者と呼んで、切れた旨お告げ下さい。通話の途中で電話から離れる場合は、決して受話器を掛金物にお掛にならないで下さい。若しお掛けになると話済みと認めてその接続を断つことがあります。

終話後の注意

- 話済みの時は必ず受話器（耳に當てる方を下にして）を掛金物に掛けること。
- 受話器をはづし放しにすると一時不通となる場合があります。

共同加入者の掛け方

他の加入者へかける際、局が出たならば、「何番から何局何番へ」と云つて下さい。但し度敷料合同計算の届出済の向は單に「何局何番」へと告げる丈でよろござしういます。もし話聲が聞えたならば受話器をかけて話が済むのを暫くお待ち下さい。同一共同加入者相互の通話をなすには、交換取扱者に其の相手方の番號を告げ、交換取扱者の指圖に依り一度受話器を掛金物に掛け、電鈴の鳴のを待ち、それが止んだら通話を開始して下さい。

(二) 自動式電話の場合

各種の信號音に就て

- 自動式電話は、機械の動作に連れ色々違ふ信號音を機械的に送つて、使用法を指圖します。此の信號音には、三種類あつて、發信音、呼出音、話中音と申します。
- 發信音は、受話器をはづした時に直ぐ聞える微かな連續音で、局の機械が交換の準備の出來たこと、つまり廻轉盤を廻しても良いことを知らすのです。
- 呼出音は、廻轉盤を六回廻し終つて相手方の電話機に接続された時に、聞える信號で、「ツーツー」と謂ふ斷續音です。

話中音は、相手方が話中の場合と局線の塞がつて居るときに發する「ジージー」と斷續して聞える信號です。廻轉盤を廻す途中で此の信號があつたら、それは局線がふさがつてゐることを知らすのです。

廻轉盤に対する注意

- 發信音が聞えてから廻すこと。
- 指止めまできつちり廻して放すこと。
- 先づ局番號を廻してから電話番號を廻すこと、「0」も番號の中ですから必ず廻すこと。
- 廻轉盤は、途中で廻轉を止めたり、殊更に力を加へて後戻りさせたりせぬこと。
- 番號を廻し違へたら、一旦受話器を掛けて又最初から呼び直すこと。

通話中の注意

呼出中及通話中に受話器の掛金物を上げ下げしたり、又は廻轉盤をいぢらぬやう御注意願ひます。受話器の掛金物は、平常受話器を掛けて置くだけの道具でなく、之を上げれば呼出手續の第一歩を踏み出したことになり、自動式では通話中掛金物を動かすと多くの場合接続が切れてしまひ更に呼直さねばならない装置となつてゐます。

話が遠いからとか、或は出方が遅いからと云つて之を動かさぬ様に氣を付けられることが大切であります。

通話後の注意

話が済んだら、直ちに受話器を元通りに掛金物にお掛け下さい。受話器を掛けずに置いたり、又は不完全な掛け方をして置くと故障と見做して、一時電話の接続を切つて終ひます。

受話器を外してあることを局の方で知りますと此のことを加入者に注意する爲に強度の信號を送ります。それでも尙ほ其の儘にして置かれると、故障と見做して一時其の線を切つて終ふこ

とがあります。

共同加入者の掛け方

他の加入者へかける方法は一般の自動式電話の場合と變りはありません。併し同一共同加入者相互の呼出に就ては、下記の通り手續が違ひます。

先づ局番號を附けず「112」番と廻轉盤を廻して一旦受話機を掛けますと、電鈴が自動的に鳴り始めます。相手方が出て、受話器を外した後に電鈴の鳴動が止まりましたら再び受話器を外して通話を開始するのです。

受話器を掛けた後に電鈴の鳴るのは相手方を呼び出してゐる證據です。

電鈴が續いて鳴つて容易に止まぬ時は、相手方が電話機の側に居ないか又は呼出に應ぜぬ爲です。此の場合一度受話器を外し、又受話器を掛ければ、接續が切れて電鈴の鳴りが止みます。

(三) 私設電話使用者の場合

自動式局所に屬してゐる私設電話機で他の加入者と通話するには自動式加入者の取扱心得の外、尙次の諸點に御留意を願ひます。

甲、電話機、私設交換機とも自動式の場合

相手加入者呼び出し方の御注意

此の式の私設電話から局の加入者を呼び出すには受話器を外して私設電話機附屬の局線釦を押し、(局線釦なきものは0を廻せば局線に接がります)先づ發信音を確めてから相手方を呼び出すのです。發信音を確めて後の呼び出し方、呼び直し方、其他の扱ひ方に就ては一般自動式加入者の場合と全く同様です。

乙、電話機が自動式で私設交換機が手働式の場合

(イ) 相手加入者呼び出し方の御注意

1. 發信音を確めてから廻轉盤を廻すこと。

此の式の私設電話から他の加入者を呼び出すには、受話器を外し、私設の交換取扱者が出るのを待ち、「局へ」と請求して發信音が聽えて來るのを俟つて相手加入者を呼び出すのでありますが、發信音を確めて後の呼び出し方、呼び直し方、其他の扱ひ方は一般自動式加入者場合と全く同様であります。

2. 相手加入者呼び直し等の場合は受話器掛金物を一寸押へて放し、長く押へぬこと。

若し相手加入者が話中のため他の番號を呼ぶ場合又は相手番號違ひをした時、廻轉盤を廻し損つた時、その他引き續き呼び直しをする時などには一般自動式加入者と同様受話器を耳に當てたまま受話器掛金物を一寸(約一秒)押へて放し發信音を確めてから相手加入者を呼び直すのであります。若し此の時、餘り長く受話器を押へてゐると、私設交換取扱者が局線を切つて終ひますから、其點に御注意を願ひます。

(ロ) 話中に於ける御注意

1. 通話中に私設交換取扱者を呼ぶには交換取扱者呼び釦を數回押すこと。

2. 受話器掛金物は上下せぬこと。

通話中に私設交換取扱者を呼ぶ必要があるときは私設電話機に附屬の呼出し釦を數回(一秒に一、二回の速さにて)押して下さい。若し、此の代りに受話器掛金物を上下すると話が切れることとなります。

丙、私設交換機も電話機も手働式の場合

手働式局に屬してゐる手働式私設電話機の場合と大體取扱ひ方は同じであります。次の事柄(イ)及(ロ)は所屬局が自動式ですから特に御注意を願ひま

す。又(ハ)の事柄は従前の手動式局所屬の私設電話機の取扱ひ方とは異つてゐますから之亦御注意を願ひます。

(イ) 相手加入者呼び出し方の御注意

発信後は成るべく引込まないで相手の出るまでお待ちを願ひます。

共電式私設電話機の場合は、受話器を外して私設交換取扱者を呼び出し、(磁石式なれば発電機を廻してから受話器を外し、)相手加入者の呼び出し方を依頼し其まゝ引込まないでお待ちを願ひます。

そうでないと通話が遅れるばかりでなく相手の加入者を長く待たせることにもなります。

(ロ) 通話後の注意

話が済んだら、直ちに受話器を掛け、磁石式私設電話機では更に発電機を二三回廻して下さい。

若し発電機を廻すのを忘れると、他の加入者から掛つて来たときに、(殊に市外から呼ばれた時)行き違ひを醸す事となります。

(ハ) 通話中の注意

局の加入者と通話中に受話器を上下せぬこと、又発電機等を廻さぬ様願ひます。

手動式局に屬してゐる私設電話機に於ては通話中

に私設交換取扱者を呼ぶのに受話器掛金物を上下したり、発電機を廻したり致しますが、其慣習から自動式局に屬してゐる私設電話機にあつても、局の加入者と通話中、兎角之を上下したり、受話器を掛けて発電機を廻したり致す向もある様ですが、自動式局に屬してゐるものにあつては一般自動式加入者同様、多くの場合通話が切れる事となりますから行き違ひのない様御注意を願ひます。

丁、即時及準即時通話

私設電話から即時地への通話の申込は私設電話が何れの方式でも、一般市外通話同様私設交換取扱者に依頼し、直接局に申込み様願ひます。尙申込方依頼後は電話を切ることなく其儘お待ちを願ひます。

即時接続法實施後に於ては即時地への市外通話に限つて申込に使用した加入者線で市外通話をする關係から現在申込に使用中の加入者線の電話番号を申込の際局に告げなければ當局として接ぎ得ない取扱方になつて居りますから、私設電話が自動式でも手動式でも私設電話から局へ直接お申込みにならないで先づ私設交換取扱者に依頼して下さい。

そして依頼後は電話を切ることなく其まゝお待ちを願ひます。

二、市外通話

即時通話のお申込み方

現在の即時通話地は 川崎、日吉、蒲田、羽田、池上、田園調布、世田谷、松澤、荻窪、落合長崎、王子、赤羽、足立、本田、板橋、の十五ヶ所であります。

○手動式電話からお掛けになる場合は「何番へ」と應答がありましたら「即時」又は「對話地名」をお

告げ下さい。

○自動式電話からお掛けになる場合は三數字「117」番をお呼出し下さい。

取扱者が出たら對話者番號と御自分の電話の番號とをお告げになり其儘お待ち下さい、即時通話はお申込と同時にお話が出来るのですからお申込後も受話器をお掛けにならぬ様御自分の電話は必ず現に御

使用になつてゐる電話の番号をお申込下さる様御注意下さい。他の番号をお申込になつては接がりません。自動式電話から即時地への通話中、受話器掛金物を上下すると、機械設備の関係で其接続は切れてしまいますから御注意下さい。若し通話中に切れた場合は、直ぐに手働式局所屬の方は市外「500」番自動式局所屬の方は三數字「115」番を呼んで其旨をお告げ下さい。

準即時通話のお申込み方

現在の準即時地は横濱、鶴見、玉川、砧、吉祥寺、石神井、練馬、練馬北町、川口、六月町、新宿、小岩、市川、江戸川、葛西、千歳烏山、中原、溝ノ口の十八ヶ所であります。準即時通話法では、通話の輻輳するとき（平日なら大體午前九時頃から、同十二時頃迄）は、一般市外通話同様暫くお待合せを願はねばなりません。それ以外の時ならば大抵、すぐお接ぎ出来ることになつて居ります。尤も輻輳時でも至急通話でお申込みになれば直ぐお接ぎ出来る場合もありますからお急ぎの節は至急通話を御利用下さい。

此の準即時通話法によるお申込み方や局の取扱方は次の通りであります。

- 手働式電話からお掛けになる場合は「何番へ」と
 應答がありましたら「準即時」又は「對話地名」をお告げ下さい。
- 自動式電話からお掛けになる場合は三數字「118」
 番をお呼出し下さい。

準即時臺交換取扱者が出たら相手番号と御使用になつて居らるゝ局名と電話番号とを告げて、其儘お引込みにならずにお待ち下さい。此の時、線塞り等ですぐお接ぎ出来ない時は、取扱者が其の旨をお断り致しますから一旦受話器をお掛けになつてお待ち下さい。至急通話の場合は、其の際「至急通話」とお申出下さい。

準即時通話も即時通話と同様必ず御使用になつて居るその電話の番号でお申込み下さい。他の番号でお申込みになると接がりません。

自動式電話から準即時地へ通話中、受話器掛金物を上下すると其接続は切れて了ひますから御注意下さい。通話中に切れた場合及お申込み後お待ちになつて居る時の、接続見込時間のお問合せ又は、お申込みの取消等は、一般市外通話同様手働式局所屬の方は「市外 500」番へ、自動式局所屬の方は三數字「115」番へお申出を願ひます。

一般市外通話のお申込み方

一般市外通話とは即時地及準即時地以外の市外地との通話を云ふのです。

- 手働式電話からお掛けになる場合は「何番へ」と
 應答がありましたら「記録」又は「對話地名」をお告げ下さい。
- 自動式電話からお掛けになる場合は三數字「116」
 番をお呼出し下さい。

記録係が出ましたら相手の局名電話番号と御自分の電話の局名電話番号とをお告げ下さい。お申込みの電話番号は兩方共夫々同一の加入區域内であれば順位を付けて二個迄申込むことが出来ます。尙至急通話の際は「至急通話」とはつきりお申出下さい。

- (イ) 記録係では局名、番號通話種別などを必ず反覆致しますから、間違がないかどうかを御注意下さい。
- (ロ) 特別市外通話の出来るのは先方の電話が自動式及び共電式の場合並に磁石式では特別市外通話装置の設備がしてある場合に限り。但先方の電話が特別市外通話装置の設備のない事を御氣付きにならずに通話をお申込みになつたときは其通話を接ぐ順番がくるまでは通話の出来ないことを御知らせ出来ません。先方の電話に特別市外通話装置がなくてお話が出来ないときは「呼出電話」の方法に依つて先方の方を局へお呼出しになりお話をすることが出来ます。
- (ハ) 代表番號の手働局加入者が市外通話をお申込みになるときは、代表番號の旨を取扱者に告げ下さい。自動局加入者がお申込みの場合は、代表番號とその一連番號全部の箇數をお告げ下さい。
- (ニ) 市外通話用市内専用電話から通話をする場合は、お申込みの際、請求者電話番号の外、専用電話番号（例「浪花百番の東京専用一番」）をお告げ下さい。但し此の場合請求者電話番号二個申込むことは出来ません。

通話区域及料金

東京から通話の出来る区域及料金は、巻末に掲載してあります。

横濱及大阪港船舶への市外通話

横濱港岸壁若くは棧橋に繋留中の船舶へ市外通話をお申込になるには一般準即時市外通話同様手動式では「準即時」を自動式では三数字番をお呼び出しになり船舶通話受付用代表番號「横濱本局二一三一番」と船舶名をお告げになり又船舶通話受付用代表番號「大阪西八〇〇〇番」と船舶名をお告げ下さい。料金は一般市外通話料と同額です。

東京から神戸近海にある

船舶との無線電話通話

無線電話装置のある下記の船舶が神戸中央電話局の通話圏内にあれば同局の中継で無線電話と有線電話とを接続して陸上から船舶内の指定對話者とお話をすることが出来ます。この通話をお申込になるときは「丸ノ内123」番をお呼出しになり通話種別、船舶名並對話者氏名等をお申出下さい。

通話料金、及通話取扱時間等は對手船舶により一定して居りませんからお申込の際一應取扱者にお問合せ下さい。

東京より通話の出来る船舶名

所屬	船舶名	所屬	船舶名
大阪商船	鴨 綠 丸	神戸商船學校	深 江 丸
同	吉 林 丸	同	進 徳 丸
同	高千穂丸	鐵道省	鶴 壽 丸
同	高 砂 丸	同	景 福 丸
同	黒 龍 丸	同	昌 慶 丸
近海郵船	富 士 丸	同	興 安 丸
兵庫縣	保 嶽 丸	同	金 剛 丸

發信専用加入者の市外通話取扱方

自動式局發信専用加入者からは、機械設備上發信着信共市外通話は接続出来ませんが、手動式局發信専用加入者からは發信着信共お取扱を致します、但し手動式の場合でも即時、準即時地からの着信は接続出来ません。

至 急 通 話

市外通話の取扱順序は總て受付順でありますから、特に至急を要するものは「至急通話」としてお申込みになると「普通通話」よりも先順位にお取扱ひ致します。料金は普通通話料の二倍です。

定 時 通 話

この通話は請求者の希望の時間にお接ぎ出来る通話で、料金は普通通話料の四倍です。現在東京から定時通話区域になつて居る處は、巻末の通話区域表中㊟印の附してある箇所であります。

此のお申込みは、前日の午後四時以後指定時刻一時間前であれば何時でも受付致します。お申込みの際は記録係をお呼びになり「定時」と告げ、希望時刻と其時數とを付け加へ他は一般市外通話と同じ様にお申込み下さい。

夜 間 通 話

夜間通話は午後八時から翌日午前七時までに取扱ふ普通通話料三十錢以上の土地との通話で、お申込みは午 七時から受け付け致します。料金は二、三割安く なつて居ります。

一般市外通話を接続するとき

一般市外通話を接続する時は、加入者をお呼びして其の旨お知らせ致しますから、呼ばれたらその儘一寸お待ち下さい。取扱者が「お出になりましたからお話し下さい」と申上げたら直ぐ通話をお始め下さい。

(イ) 市外通話のお申込み後は通話接続の順番が何時來ても通話出来る様下記の御用意を願ひます特に定時通話や豫約通話は指定時刻に御注意下さい。

- (1) お申込みになつた電話を空けて置くこと。
- (2) 通話者がすぐ電話にかゝれる様準備して置くこと。

(ロ) 接続の順番が來ても關係電話がお話中の時は後廻しとなります。但し特別市外通話、定時通話豫約通話等をお接ぎする時、關係加入者が他の市内加入者と通話中の時は、其旨をお断りして市内通話を中斷致します。其の外船舶無線通話及一般市外通話をお接ぎする時でも必要により

ましては、前と同様に市内通話を中断することがあります。

- (ハ) 定時通話は取扱上の都合に依り、指定時刻の前後十五分間繰上げ又は繰下げ取扱ふことがあります。

市外通話時間

市外通話時間は三分間を一通話と致しまして、「お話し下さい」と申上げた時から時間を計ります。一回の通話は他に申込みがない場合の外、三通話(九分間)を超えて通話することは出来ません。

但し他の申込みが普通々話のみのときは、四通話目から至急通話として尙通話を繼續することが出来ます。又豫約通話、定時通話等の取扱上必要あるときは二通話以下に通話をお止めすることがあります。通話中に時間が来たときは、取扱者から其の旨を各通話時間の終り毎にお知らせ致しますから、引續き通話をなさるときは直ちに「繼續」とお申出で下さい。三通話目の時間が終つたときは通話を切斷致します。

注意、私設電話機でお話しになるときの通話時間は私設交換取扱者に通話開始を促したときから計るのです。

市外通話の申込取消

市外通話の申込取消は、手働式では「市外500」番自動式では三数字「115」番をお呼びになつてお申出で下さい。

次の場合には取消料が要ります。

- (イ) 通話の開始に當つて關係加入者のどちらかが不要又は不在等の理由によつてお話をなさらないとき。
- (ロ) 通話をお接ぎしやうとして請求者をお呼びしたとき線路機械に故障がなくて請求者がお出にならない場合。
但し(イ)及(ロ)の場合申込後普通通話は四十分、至急通話は二十分を經過したときは取消料は要りません。
- (ハ) 定時通話の申込を取消し又は時数を減少したとき(此の場合は時間に關係なく取消料が要ります)

三、電話の料金

料金の種別

1. 基本料

單獨加入、共同加入、二種類あつて電話に加入して居る間は通話をしても、しなくても、又は電話機を一時取外してあつても納めねばならない料金です。そして一年度分を4.5.6月、7.8.9月、10.11.12月、1.2.3月の四期に分けて其の期の初月二十七日迄に納付することになつて居ります、料金は次の通りです。

- (イ) 單獨加入 年額 45圓一期分 11圓25
- (ロ) 共同加入 〃 33圓 〃 8圓25

但し期中途から電話が開通したり、共同加入から單獨加入に変更した場合は其の期の分金は開通、又は変更した日から年額金の日割計算で頂きます。反對に單獨加入から共同加入に変更した場合、又は共同加入の相手方が無くなつた爲め通話を休んだ場合は、変更の日又は通話を休止した翌日から同期末迄年額金の日割計算で免除されます。

2. 附加使用料

基本料の外に下記の様なものに課せられる料金で三ヶ月分を基本料と一緒に納付することになつて居ります。

- (イ) 電話機が所屬電話局の普通加入區域外に設置してあるもの
 - (ロ) 本電話機以外に増設機械を接続してあるもの
 - (ハ) 加入回線に私設、官廳用及市内専用電話機を接続してあるもの
 - (ニ) 電話機が卓上のもの
- 等で料金は大體下記の通りです。

(イ) 當該電話官 特別加入 年額4圓00一期分1圓00
署ノ普通加入區域内
域外=於ケル關係電話線路百十メートル迄毎= 加入區域外 〃 5圓00 〃 1圓25

(ロ) 1. 増設電話機 〃 12圓00 〃 3圓00
一個=付

但シ A、加入者=於テ設備維持ヲ爲スモノハ

〃 8圓00 〃 2圓00

B、同一ノ加入回線=接続スル

甲種増設電話機が同一人ノ専用ニ屬セザルトキハ一個毎ニ尙年額四圓ヲ加算ス

C、乙種増設電話機ニシテ二個ノ加入回線ニ共通ニ接続スルモノニ對シテハ一個毎ニ尙年額六圓ヲ加算ス

2. 受話器 年額 4圓00 一期分 1圓00
3. 電鈴 〃 4圓00 〃 1圓00

(ハ)私設、官廳用又ハ市内

専用電話機接続一個 年額8圓00一期分2圓00
毎ニ

(ニ)卓上電話機一個毎ニ 〃 10圓00 〃 2圓50

尙(イ)の内加入區域外のものにして電話機設置場所が他の電話官署の加入区域内に在るものは外に基本料と同額の料金を附加されます。

其れから期中途中で新たに附加使用料増加の事實が発生した場合は基本料と同様其の時から増加した丈の分に對して年額金の日割計算で料金を納めることになつて居ります、即ち料金の年額に、増した時から其の期の末日迄の日數を掛けて、其の年度の日數(昭和十四年度は三百六十六日)で割るのです。例へば七月十日に卓上増設電話機を一個取付けますと、此の機械は年額二十二圓ですから $\frac{22円 \times 83日}{366日} = 4.98$ 即ち第二期分の

附加使用料日割徴収額は四圓九十八錢となる譯です。若し反對に減らす場合や、廢める場合は(ロ)(ハ)(ニ)にありては期中途中で撤廢しても其の期末迄の、使はない間の分の料金は免除致しません。

然し(イ)の場合又は電話機を普通加入區域へ移轉した時とか、乃至は普通加入區域外で設置場所を移轉した爲め課金距離が短くなつた場合は異動した日から減少した丈の日割計算で料金を免除されます。

3. 度數料

所屬電話局加入者相互間の通話一度毎に三錢宛課せられる料金で、三ヶ月間に(4.5.6月 7.8.9月)お使ひになつた分を次の期の初月二十七日迄に上記の基本料及附加使用料と、一緒に納めることになつて居ります。即ち

14年度 第1期分度數料、(後納)の如くで
第2期分基本料及附加使用料 (前納)
す、勿論附加使用料を要しないものは含みません但し電話機が所屬電話局の加入區域外にあり、且他の電話官署の加入区域内に在るものに対しては前記市内通話一度三錢の外に尙三錢宛附加せられる事になつて居ります。

4. 市外通話料

當局の加入者以外の加入者と通話された場合に課せられる料金で、一ヶ月間にお使ひになつた分を翌月の十七日迄に納めることになつて居ります。

蒲田、松澤、狹窪とか横濱、名古屋とか乃至は臺灣、朝鮮、樺太とかへ通話をされた時の通話料金や、通話の御申込を取消された場合の取消料や、電話の無い方を通話所迄お呼出しになつてお話をした場合は呼出料等です。

各地への通話料金表は卷末にありますから御覽下さい。

5. 外國通話料

外國と通話をされた場合に課せられる料金で、現在は滿洲國、中華民國、フィリッピン、シヤム、ハワイ、蘭領印度、アメリカ、カナダ、メキシコ、キューバ、歐洲各國、南阿聯邦、南米ブラジル、チリ、アルゼンチン及佛領印度支那等との間に通話された場合のもので、市外通話料と同様別に定められた各地への料金別に依つて呼出料、取消料等をも含めた每一ヶ月分を翌月の十七日迄に納めることになつて居ります。詳細は卷頭頁にありますから御参照下さい。

6. 臨時電話料

臨時電話の加入を御申込み又は繼續使用の都度御使用になる前に納める料金で度數料は要りませんが、市外通話をされた場合は別に納めることになつて居ります、料金は大體次の通りです。

1. 電話架設料	20圓
2. 電話使用料日額	2圓
3. 附加使用料	乙種増設電話機一個毎ニ 3圓

7. 電話番號簿掲載料

電話番號簿に使用電話番號の索引に便利な様に、特殊掲載の請求をされた場合に課せられるもので一年度分を一回四月三十日迄に納めることになつて居ります。但し掲載初年度の料金は當該電話官署の指定する期日迄に納めることになつて居ります。

料金は下記の通りです。

一掲載毎ニ年額
(他人名儀掲載、重複掲載共) 6圓00

8. 電話線設備料

所屬電話局の普通加入區域外に電話を新設又は移轉若しくは區域外で電話機を移轉する時等の場合

當該電話官署普通加入區域外ニ於ケル關係電話線路百十米迄毎ニ加入區域外 23圓

宛の割合で一回丈納める料金です。此の料金は納めて頂いてから工事を致しますから早くお納めになれば夫れ丈早く電話が取付く譯です。

9. 電話補修費

電話の機械を破損亡失又は焼失した場合、其の補充修繕に要する辨償金です、其の金額はその物に依つて違ひ又毎年一定して居りません。

10. 電話番號簿廣告料

電話番號簿に廣告記事の掲載を申込んで電話官署の承諾した場合に納付する料金は、掲載個所に依つて夫々定まつて居ります。詳細は附録54頁の電話番號簿廣告掲載規程を御覽下さい。

料金還付請求の期間

既納に係る下記の場合の料金は請求に依つて還付することになつて居ります。其の請求期間は大体下記の通りです、詳細は電話規則第

七十六條乃至第八十五條及通話規則第三十條等を御覽下さい。

- 1. イ、電話官署の過失に依り過納した料金
ロ、期中途に於て電話使用料及普通加入區域外加入に對する特別の附加使用料額が減少又は消滅したる場合の過納分
ハ、共同加入の通話休止期間中の過納分
ニ、加入者の責に歸すべからざる事由により電話不通三日以上に亘りたる時其の不通期間の過納分

以上は料金納付の日から起算して五ヶ月間

- 2. イ、電話官署の過失に依り過納した通話に關する料金
ロ、前納通話券を被呼者に交付せざりし場合の前納通話料
ハ、使用期間經過の前納通話料
ニ、使用したる前納通話券の過剩額

- 3. 電話規則第七十七條の規定に依る場合の加入料及設備費は加入申込又は其の受理の取消の日より起算して二月間
4. 電話規則第八十一條乃至第八十三條の規定に依る場合の電話線設備料、名義變更料、電話番號簿掲載料、機械移轉料、臨時電話架設料、同使用料、同附加使用料は料金納付の日より起算して二月間

四、電話番號簿掲載及代表番號の取扱

無料特殊掲載請求

下記例の如き掲載は總て無料で出來ます。職業の掲載や稱號の掲載がありますと、電話番號の索出に大變便利でありますから、御希望の方で未だ御請求のない方は次回發行に間に合ふ様可成早目に請求書をお出し下さい、尙稱號に職業名のあるものは職業欄の掲載を省きます。

- (イ) 職業欄の掲載を省くもの
岡山 榮吉 岡榮回酒店
越後屋呉服店 山本 辰吉
壽 旅 館 河口とら
(ロ) 職業欄の掲載出来るもの
田島 清吉 濱 田 屋
田中資生堂 田中貞吉
末 廣 柴崎豐吉

下記の如く氏名が通俗の發音に依らざるもの又は通讀困難のものも間違を防ぐ爲に掲載請求書を御差出

下さる様願ひます。

Table with 4 columns: Name (e.g., 田包, 脚清), Romanized Name (e.g., タカネ, キョウジ), and Department (e.g., タの部, カの部). Includes notes about pronunciation and name variations.

有料掲載の請求及取消

他人の電話を使用して居られる方は、四月一日までに、名義人から他人名義掲載請求書を出す様にお取運びにならぬと、自分の名義では番號簿に掲載されませぬ。番號簿へ二箇所以上に掲載、(例へばイの部に伊藤三吉田島屋と掲載しタの部に田島屋伊藤三吉と稱號で掲載するの類)を請求されると、氏名でも稱號でも電話番號が判明すると云ふ利便があります。其の掲載を御希望の加入者は、四月一日までに請求書を御提出下さい。

豫て他人名義又は重複掲載請求のしてある方で、翌

年度番號簿に掲載の必要のなくなつた方は

毎年三月三十一日までに、其の取消請求書を當局加入課へ又大森、荏原、中野の各分局加入者は當該局へ御提出下さい。

代表番號の取扱請求

二加入以上の加入回線を有し、且私設電話又は甲種増設電話にして交換機の装置してある場合は、代表番號取扱の請求をなすことが出来ます。

代表番號の取扱方を御請求になれば、下記の様に最優先位の番號のみを、電話番號簿に見易い様に違つた形式と活字で登載されます。但自動局電話番號は下の如く、總て十箇宛一連となり「一」より始まりて「〇」に終るものであります。例へば 31 番より連続して十加入の代表番號の場合には 31 番に始まり、39.30 と配列せられてありまして 39.40 とはなつて居らぬのであります、又 36 番より五加入の代表番號の場合には、36 番に始まり 39.30 となるのであります。

例

21	22	23	24	25	26	27	28	29	20
31	32	33	34	35	36	37	38	39	30
41	42	43	44	45	46	47	48	49	40

手働式局

A. 代表番號の掲載
何山何太郎……※小川85-1000④

B. 普通の掲載

何山何太郎……※	小川85-1000
	小川85-1001
	小川85-1002
	小川85-1003

自動式局

A. 代表番號の掲載
何山何太郎……※京橋56-1101④

B. 普通の掲載

何山何太郎……※	京橋56-1101
	京橋56-1102
	京橋56-1103
	京橋56-1104

代表番號を呼んで接続を請求されると、其の内話中でない番號に接続されますから、通話者雙方及電話交換作業上の手數、時間が大いに省かれます。代表番號に依る加入者は、市外通話呼出等の請求をなさるにも、名刺、廣告等に番號を印刷されるにも、必ず代表番號のみを表示する様にして下さい。

代表番號の取扱を受ける加入者の電話で、代表番號請求以外の電話番號は、勿論番號簿に掲載されます。代表番號の取扱を請求された連続番號の電話は、成べく異動させない様にして下さい。止むを得ず之を動かすときは終りのものから異動して下さい。異動した電話の番號は變更されることがあります。

五、増設電話交換取扱者の届出に就て

増設電話交換取扱者（甲種増設並接續電話交換取扱者を指稱す、以下同じ）を採用又は變更した時は附録第 號書式に依り直にお届け下さい。交換取扱者は電話交換に就て充分な智識と技倆とを有する者に限り、認定せらるゝのでありますから當局の認定證（一級及二級に限る）まだ所持しない者を採用する場合には本人が従來電話交換取扱局に勤務したか、或は養成委託手續による養成を終了したか等に就き豫め

御調査下さる様御願ひ致したいのであります。但し之等の資格條件は加入回線が二回線以下で、交換取扱の極めて閑散な向に對しては斟酌する場合があります。若し電話交換取扱の正規の教育を受けない者を採用なさる場合には、之に関する智識と技倆とを會得せしめる爲養成委託手續により當局へ豫め養成の委託方を申出られ度、之が養成期は約四十日で養成費は要しません。

六、電報託送

電話加入者、借電話者は電話で隨時電報が打てます。又其の同居人或は近所の方でも加入者又は借電話者の承諾があれば此の方法で出来ます。電話で電報を

受けるには豫め東京中央電信局へ請求して其の取扱を受けることが出来ます。詳細は卷末の電報の電話託送に就てを御覽下さい。

◎電話の統制に伴ふ電話規則の改正に就て

昭和十四年一月十日から電話の統制実施に伴ひ電話規則の一部が改正されました。主なる改正事項は下記の各項であります。

一、電話機他人方設置に関する事項

電話機は加入者の住所、居所、營業所以外の所へ設置することは出来ません。但し左記各號の場合は許可を得て特に設置することが出来ます。

- (1) 官公署、法人等が其の電話機を高級職員住宅に設置せんとするとき
- (2) 加入者が應召、出張等の爲其の不在期間中電話機を他人方へ設置せんとするとき
- (3) 公認電話營業者（以下公認業者と稱す）が他人に貸與するものなるとき
- (4) 銀行、庶民金庫、信用組合、又は無盡會社等の如く法令により特別なる監督に服するもの（以下公的金融機關と稱す）が金融の爲其の電話機を据置くとき
- (5) 其の他眞に止むを得ざる事由に因るとき

以上各項の場合には電話機他人方設置許可申請書(書式第十五號)を提出しその許可を受けねばなりません。

二、加入讓渡に関する事項

- (1) 加入讓渡承認請求は
イ、公認業者又は公的金融機關以外にて、電話賣買、擔保金融等を業とする者が當事者の一方又は双方、或は仲介し居ると認めらるゝものは承認致しません。
ロ、必要以上に加入せんとする者への加入讓渡も承認致しません。
- (2) 加入讓渡承認請求に際しては加入讓渡説明書(書式第十四號)を添付することゝなりました。

三、電話機一時撤去に関する事項

電話機の一時撤去請求は左の各號の場合の外出来なくなりました。

- (1) 電話機械の設置してある建物の修理、改築又は増築等に因るものなるとき
- (2) 加入者が長期不在のとき
- (3) 加入者の轉居に際し電話機の設置場所が確定せざるとき
- (4) 使用者の轉居或は長期間不在に因るものなるとき
- (5) 其の他止むを得ずと認めたるものなるとき

四、以上各項違背に對する制裁

電話規則違反其の他に就ては從來より一定の制裁がありました。今回更に次の各場合には通話停止、加入取消、加入除名の制裁が設けられました。

- (1) 電話官署に差出す書類に不實の記載を爲したるとき
- (2) 許可なくして自己の居所、住所又は業務に使用する場所以外を電話機設置場所と爲したるとき

五、その他の注意事項

- (1) 公認業者は組合規約並に營業細則を定め豫め 逓信省の認可を得て夫々一定したる取引を爲し、各店頭に「逓信省公認」の文字、賣買價格、金融、貸貸條件、各種手数料等その營業上必要なる事項を掲出してあります
- (2) 公認を得ぬ業者が取引することも無いとは限りませんが、この場合は電話局への手續が出来ませんから御注意下さい。
- (3) 公認業者は逓信官署の監督のもとに營業して居りますから、電話の賣買、貸貸、金融はなるべく直接御利用になるのが御便宜と存じます。